

2 質の高い医療サービスの安定的確保の推進2（医療体制の充実）

誰もがいつでも安心して良質かつ適切な医療サービス等を受けることができるよう、医療法等に基づき、病院や医薬品販売業者等に対して監視・指導等を行う。

（1）医事監視指導（平成8年度開始 令和3年度予算：456千円 市単独）

【事業の目的・内容】

市民が良質かつ適切な医療を受けることができるよう、病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所に対し、医療法等に基づき、各種申請等の許可等を行うとともに、施設の立入検査を実施する。

根拠法令等	主管課・グループ
医療法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、柔道整復師法、死体解剖保存法、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課地域医療グループ

《実績》

① 医療施設等数（各年度4月1日現在）

年度	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所※1	施術所※2	歯科技工所	衛生検査所
H 2 5	31	435	295	5	381	182	116	8
H 2 6	31	430	299	5	384	195	117	8
H 2 7	31	425	299	6	373	198	115	8
H 2 8	31	425	300	7	382	207	116	9
H 2 9	31	434	305	7	388	214	117	10
H 3 0	31	432	307	5	396	219	117	10
R 1	31	432	311	5	405	226	120	10
R 2	31	434	310	5	413	226	121	10
R 3	31	437	309	5	419	224	119	10

※ 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所

※ 2 柔道整復師法に基づく施術所

② 立入検査、許可・届出等件数（令和2年度）

	病院	一般診療所	歯科診療所	助産所	施術所※1	施術所※2	歯科技工所	衛生検査所
立入検査	31	2	-	-	-	-	-	4
開設許可	1	35	3	-	-	-	-	0
変更許可	32	186	5	-	-	-	-	0
使用許可	20	2	0	-	-	-	-	-
開設届等	1	11	4	0	19	14	3	-
変更届	8	141	20	0	28	44	3	1
休廃止等届	1	23	13	0	16	15	5	0

※ 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所

※ 2 柔道整復師法に基づく施術所

③ 死体解剖許可件数

令和2年度 6件

④ 医療相談窓口の設置（平成17年度開始 令和3年度予算：3,115千円 市単独）

【事業の目的・内容】

患者・家族と医療機関との信頼関係を構築するとともに、医療の質と安全を確保するため、医療相談窓口を設置し、医療に関する相談や苦情に対応する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医療法, 医療安全支援センター運営要領について（平成19年医政発第0330036号）	総務課地域医療グループ

《実 績》

相談受付件数 (件)

年 度	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
苦 情	4 9	5 0	3 9	4 4	3 6	3 0
相 談	3 8 0	4 3 6	4 1 5	4 4 3	4 4 5	4 4 9
合 計	4 2 9	4 8 6	4 5 4	4 8 7	4 8 1	4 7 9

(2) 薬事監視指導（平成8年度開始 令和3年度予算：46千円 市単独）

【事業の目的・内容】

医薬品等の適正な管理を確保し、それらに起因する健康被害の発生を未然に防止するため、医薬品販売業者等を対象として許認可等事務処理及び立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬事関係業態数（各年度4月1日現在）

年度	薬局	薬局医薬品製造業	薬局医薬品製造販売業	店舗販売業	特例販売業	高度管理医療機器等販売(貸与)業	管理医療機器販売(貸与)業
H 2 9	231	21	21	89	1	319	2,079
H 3 0	234	19	19	90	0	322	1,957
R 1	240	18	18	96	0	324	1,989
R 2	246	18	18	100	0	319	2,034
R 3	258	18	18	105	0	338	2,036

② 立入検査, 許可・届出等件数 (令和2年度)

	薬局	薬局医薬品製造業	薬局医薬品製造販売業	店舗販売業	特例販売業	高度管理医療機器等販売(貸与)業	管理医療機器販売(貸与)業
立入検査	81	5	5	20	0	86	152
新規許可等	20	0	0	10	0	32	57
更新許可	23	2	2	9	0	28	0
変更届	768	0	0	361	0	159	51
休廃止等届	8	0	0	7	0	31	17

(3) 薬事関係經由事務 (平成8年度開始 予算: 県委託金)

【事業の目的・内容】

市内に所在する県管轄業者の事務手続きを迅速かつ適正に行うため, 必要な手続きの説明や書類審査及び書類の受付を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律, 毒物及び劇物取締法, 麻薬及び向精神薬取締法 大麻取締法, 覚せい剤取締法 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課薬事グループ

《実績》

① 薬事関係 (經由事務) 業態数 (各年度4月1日現在)

年度	卸売販売業	薬種商販売業	配置販売業	再生医療等製品販売業	麻薬施用施設	麻薬研究施設	麻薬卸売・小売業者
H 2 9	96	3	24	1	242	13	169
H 3 0	97	1	27	1	243	10	175
R 1	92	0	22	5	252	12	187
R 2	88	0	22	5	251	12	189
R 3	89	0	21	5	241	10	207

② 許可・届出等件数 (令和2年度)

	卸売販売業	薬種商販売業	配置販売業	再生医療等製品販売業	毒物劇物取扱者試験	麻薬取扱者
新規許可・届出	2	—	0	0	—	518
更新許可	10	0	2	0	—	—
変更届	66	0	0	6	—	45
休廃止等届	1	0	1	0	—	102
その他	0	0	63	0	15	886

(4) 薬物乱用防止（平成8年度開始 令和3年度予算：867千円 一部県委託金）

【事業の目的・内容】

薬物の乱用は様々な問題を引き起こし、乱用者自身にとどまらず、周囲を巻き込み地域社会の存立をも脅かすものとなる。乱用による被害を未然に防止するため、市と関係団体で構成する薬物乱用防止連絡会議を設置して、連携協力体制による効果的な啓発活動を検討・実施するとともに、相談窓口の運営と栃木県薬物乱用防止指導員の育成指導を行うことにより、薬物乱用防止に係る正しい知識の普及啓発を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
薬物乱用防止対策事業実施要綱、栃木県薬物乱用防止啓発事業交付金取扱要領、宇都宮市薬物乱用防止連絡会議設置要領	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬物乱用防止連絡会議の設置運営（平成22年12月17日設置）

目的：薬物乱用防止の啓発活動を実施する関係機関及び関係団体が連携し、薬物乱用防止対策の推進を図るため設置する。

構成：一般社団法人宇都宮市薬剤師会、特定非営利法人栃木ダルク、宇都宮保護区保護司会、一般社団法人栃木県医薬品登録販売者協会、宇都宮市青少年巡回指導員会、栃木県麻薬協会、宇都宮おおるりライオンズクラブ、宇都宮中央ライオンズクラブ、栃木県薬物乱用防止指導員、宇都宮市教育委員会事務局、宇都宮市保健所

会議の運営：6月19日 宇都宮市薬物乱用防止連絡会議開催（書面開催）

昨年度啓発活動の取組状況報告、今年度の事業計画

事業の実施：各種イベント等における啓発活動、薬物乱用防止出張教室等

ア 各種イベントにおける啓発活動の実施（令和2年度実績）

5月 フェスタmy宇都宮（中止）

6月 6.26ヤング街頭キャンペーン（中止）

7月 帰宅時間駅前街頭キャンペーン（中止）

10月4日 栃木SCホームゲーム（参加3人、配布1,500部）

10月21日 栃木SCホームゲーム（参加3人、配布1,000部）

イ 薬物乱用防止出張教室の開催

◇小中高生を対象（16校、4,623人）

文部科学省通知により、「薬物乱用防止教室」を中高生に対しては年1回、小学校においても年1回は開催するよう努めることとされている。

・内 訳：小学校 6校（415人）中学校8校（3,848人）
高等学校1校（280人）特別支援学校1校（80人）

・開催日時：令和2年4月～令和3年3月

・講 師：栃木県薬物乱用防止指導員又は学校薬剤師等

・内 容：「薬物乱用はダメ。ゼッタイ。」をテーマに講話を実施

◇ 大学生を対象

新型コロナウイルス感染症影響下での取組として、宇都宮大学は学生がリモート授業のため、学内ホームページに「ダメ。ゼッタイ。」～薬物の甘い罠～」と題した学生生活講習会Web版を掲載

② 栃木県委託事業の実施（令和元年度交付金：456千円）

ア 薬物相談窓口の設置

薬物乱用の予防啓発の観点から、薬物に関する一般的な相談に対応

〔薬物相談窓口受付件数〕

年 度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2
相談件数	3件	4件	0件	2件	1件

イ 普及啓発事業

栃木県薬物乱用防止指導員・中学生等と連携した啓発活動（中止）

ウ 栃木県薬物乱用防止指導員の育成支援（平成24年度～）

栃木県知事に委嘱された栃木県薬物乱用防止指導員に対する講習会の開催（中止）

<参考>栃木県薬物乱用防止指導員制度

令和2年度の指導員数：県内143名（市内24名）

③ 専門学校と連携して作成した「マンガリーフレット」の活用（平成27年度開始）

平成27年に危険ドラッグを題材とした薬物乱用防止啓発マンガを大学と共同で作製し、小中学校の保健の授業や薬物乱用防止出張教室の教材として活用してきたが、今般社会問題となっている大麻等の違法薬物の乱用や市販薬の乱用など、現在の薬物乱用の傾向を踏まえ、若年者が誤った情報に惑わされないように内容を刷新し、啓発対象となる若者に共感を得やすいよう宇都宮メディア・アート専門学校にマンガ作成を依頼し、スポーツチームとの協同により手に取りやすいマンガリーフレットを製作した。

*令和2年度の活用実績

- ・市内の新小学5年生全員に配布
- ・栃木S Cホームゲーム来場者に配布

④ 薬物乱用防止啓発学生ボランティアの活動支援（平成27年度開始）

ア 薬物乱用防止啓発ボランティアチーム「Team No Drugs」による活動
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から活動休止

イ 薬物乱用防止啓発活動への参加（宇都宮大学・宇都宮共和大学において募集）
新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から活動休止

(5) 自動体外式除細動器（AED）の普及啓発（平成17年度開始）

令和3年度予算：50千円 市単独）

【事業の目的・内容】（薬事グループ）

平成16年7月1日から一般市民による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められたことから、普及啓発活動を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について（平成16年医政発第0701001号）	薬事グループ

《実 績》

① 市有施設におけるAEDの設置状況（各年4月1日現在）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
設置施設数	229	229	227	228	231	231	232	234

② 民間施設におけるAEDの設置状況

令和3年4月1日現在 451施設 535台

(出典：一般社団法人 日本救急医療財団ホームページより)

③ 「宇都宮市AED登録ステーション制度」の実施 (平成28年4月開始)

(ア) 対象者 市内に所在する事業所等のうち、次の「(イ) 登録要件」を満たす施設

【事業所等の例】

・商業施設や集客施設などの多数の市民が利用する施設 など

- (イ) 登録要件
- ・AEDを設置し、適正に維持管理していること。
 - ・従業員等に、救命講習等の受講者がいること。
 - ・営業時間内において、速やかにAEDを提供できること。
 - ・AEDの登録に関する情報を公開することに同意できること。

(ロ) 登録施設数 122施設 (令和3年4月現在)

- (ウ) 内容
- ・AED設置事業所からの申請に基づき審査を行い、登録した事業所に「宇都宮市AEDステーション」であることを示すステッカーを交付する。
 - ・登録した事業所等のAEDに関する情報を市ホームページや広報紙等で公表するとともに、119番通報があった際に、通報者の近くにあるAEDを案内するなどの情報の活用を行う。

④ 「宇都宮市AED貸出制度」の実施 (平成28年12月開始)

(ア) 貸出対象行事 次のすべての要件を満たす行事

- ・市内で開催され、行政機関または団体が主催し、市民が参加する体育行事、祭典、式典、講習会その他の各種イベントであること。
- ・営利を目的としないこと。
- ・政治的・宗教的目的を有しないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行事でないこと。

(イ) 貸出要件

対象イベントの開催期間中、次のいずれかの者が当該イベントに配置されていること。

- ・医師、看護師、保健師
- ・消防組織法(昭和22年法律第226号)第9条に規定する消防本部その他の機関が実施するAEDを使用した救命講習を修了している者
- ・その他市長が認める者

(ロ) 貸出期間 対象イベントの開催期間及びその前後2日間

(ハ) 貸出台数 4台

(ニ) 貸出実績 2行事(令和2年度)

⑤ AED講習会

(ア) 対象者 AEDを設置している市施設の職員等

(イ) 受講者数 令和2年度 4回開催 73人受講

- (ウ) 内容
- ①AEDの管理方法
 - ②応急手当講習会(中央消防署)

(6) 献血量の確保・献血の普及啓発（昭和44年度開始 令和3年度予算：24千円 市単独）

【事業の目的・内容】

国、県、採血事業者等と連携し、献血量の確保を図るとともに、献血についての正確な情報を伝達し、市民の献血への理解を深めるなど献血事業の推進を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・係
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律、 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針	総務課薬事グループ

《実 績》

- ① 献血日程の広報誌への掲載（毎月）
- ② 献血推進運動の周知（広報紙・オリオンスクエア大型映像装置による周知、地区市民センター等へポスター送付）
 - 7月 愛の血液助け合い運動
 - 8月 チャレンジ！400ml 献血&成分献血キャンペーン
 - 1月 はたちの献血キャンペーン

③ 本市の献血者数（赤十字血液センター母体、献血ルームを除く）

ア 実績 (目標, 実績：人 達成率：%)

年度	全 血 献 血						総 数		
	200ml			400ml					
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
H 2 8	956	1,691	176.9	11,606	10,308	88.8	12,563	11,999	95.5
H 2 9	439	1,509	343.7	11,240	10,471	93.2	11,679	11,980	102.6
H 3 0	682	1,658	243.1	11,135	10,366	93.0	11,817	12,024	101.7
R 1	900	1,422	158.0	10,278	9,926	96.5	11,178	11,348	101.5
R 2	923	1,826	197.8	10,629	9,482	89.2	11,552	11,308	97.9
【参考】 R3 目標値	956	—	—	10,986	—	—	11,942	—	—

イ 献血者数年次推移 (人)

年度	全 血 献 血		総 数
	200ml	400ml	
H 2 8	1,691	10,308	11,999
H 2 9	1,509	10,471	11,980
H 3 0	1,658	10,366	12,024
R 1	1,422	9,926	11,348
R 2	1,826	9,482	11,308

(7) 献血団体の育成（昭和 60 年度開始 令和 3 年度予算：200 千円 市単独）

【事業の目的・内容】

自主的かつ組織的に献血を行う団体（献血会）の育成を図り、血液の計画的な確保を推進する。

根 拠 法 令 等	主管課・係
宇都宮市献血報償金交付規則，宇都宮市保健所献血会会則	総務課薬事グループ

《実 績》

献血会に対する献血報償金の交付

- ・ 1 年間に延べ 25 人以上の献血を行った献血会に対して，報償金を支給する。

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
全団体数	40	40	40	40	40
交付要件を満たした献血会数 (うち交付実績)	21 (18)	23 (20)	25 (23)	23 (21)	18 (16)